

# 令和3年4月 保育施設利用のてびき

一次利用調整（選考）

## 受付期間

○令和2年10月16日（金）～令和2年10月30日（金）

午前9時から午後5時まで

※10月17日（土）～18日（日）は受付していません。

○次のいずれかの方は、令和2年11月27日（金）まで受付します。

- ・令和2年10月9日（金）以降に転入・出生した児童
  - ・令和3年4月1日現在で各保育施設の保育年齢に達する見込みの出生予定の児童
- ※出生予定の児童については、必ず事前に各区役所支援課へご相談ください。

○申込内容に変更があった場合の提出期限 令和2年12月4日（金）

## 利用可能人数

令和3年4月さいたま市保育施設利用可能人数(予定)については令和2年10月1日(木)から「さいたま子育てWEB (<http://www.saitama-kosodate.jp/>)」で公表します。



## 受付場所

○各区役所支援課または第1希望認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

※支所・市民の窓口での受付は行っていません。

**※令和3年4月入所申込み（一次利用調整）については、郵送による提出も可能です。申込書等を郵送される場合は、必ずP6をご確認ください。**

※令和2年10月24日（土）、25日（日）は、第1希望の保育施設を管轄する区役所の支援課にお申込みください。

※令和3年4月開設予定の保育施設を第1希望とする方は、保育施設を管轄する区役所の支援課でお申込みください。

※さいたま市以外の保育施設を希望する方は、希望保育施設の市区町村に申込み締切日等を確認の上、各市区町村の締切日の1週間前までにお住まいの区役所支援課へお申込みください。

## 利用調整（選考）結果

○利用調整（選考）結果は、郵送で通知します。

通知に関するお問合せは、令和3年2月1日（月）からお答えできる予定です。

※教育・保育給付認定決定通知書（P.1参照）は、申請日から30日以内に送付することになっておりますが、審査に時間を要するため、利用調整（選考）結果とあわせて送付を予定しております。

二次

一次利用調整（選考）の受付期間に申込みができなかった方

○受付期日 令和3年2月22日（月）まで（閉庁日を除く）

※申込みに必要な書類（P.8参照）も上記期日までにご提出ください。

※二次利用調整（選考）は、退所等により利用可能枠が生じた場合のみ実施します。

※利用調整（選考結果）については、令和3年3月8日（月）からお答えできる予定です。

5月以降

令和3年2月22日（月）までに申込みができなかった方

→5月以降の利用調整（選考）対象となります。

○受付期日 利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌閉庁日）

## 目 次

○保育施設とは	1
○教育・保育給付認定とは	1
■利用の事由と利用期間	2
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	3
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	3
○保育施設の選び方について	4
○申込み・利用手続きの流れ	5
■郵送受付について	6
■4月の利用調整（選考）について	7
■5月以降の利用調整（選考）について	7
■育児休業を延長する場合の申込みについて	7
○利用申込みについて	8
■申込みに必要な書類	8
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	9
■申込内容の変更	10
■申込みの注意点	11
※記入例	12
■令和2年度・令和3年4月の保育施設利用申請を同時申請している場合について	14
○市外保育所等の申込について	14
■さいたま市にお住まいの方がさいたま市外の保育所等の利用申込みをする場合	14
■さいたま市外にお住まいの方がさいたま市内の保育所等の利用申込みをする場合	14
○入所後の注意点	15
○よくある質問と回答	16
○利用者負担額について	17
■利用者負担額の算定方法について	17
■利用者負担額の軽減について	18
■寡婦（夫）控除のみなし適用について	19
■時間外保育利用料について	20
■利用者負担額の納付について	20
■利用者負担額の切り替え時期について	20
■税制改正に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	21
■幼児教育・保育無償化について	21
■3～5歳児の給食費（主食費及び副食費）の取扱いについて	21
○土曜の共同保育について	22
○さいたま市保育施設一覧	24
■西区 ■北区 ■大宮区 ■見沼区 ■中央区	～
■桜区 ■浦和区 ■南区 ■緑区 ■岩槻区	85
○ナーサリールーム家庭保育室等一覧	86
○さいたま市子育て支援型幼稚園のご案内	87
○そのほかの保育制度のご案内	87